

令和元年7月12日

東大阪市長

野田義和様

東大阪都市計画審議会

会長 濱田 學昭



東部大阪都市計画流通業務団地の変更（大阪府決定）について（答申）

令和元年7月12日開催の東大阪都市計画審議会において、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項により諮問された議案第1号「東部大阪都市計画流通業務団地の変更（大阪府決定）」について、審議した結果、原案のとおりとし、意見はありません。